

茨城町人口ビジョン及び茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案） についてパブリック・コメント（意見公募）を募集します。

茨城町の総人口は、平成6年以降減少傾向にあり、今後、人口減少や少子高齢化の進展が見込まれることから、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっております。

これらの課題に対応するため、町では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本町における人口の現状と将来を展望した「茨城町人口ビジョン」を策定し、これを踏まえた上で、人口減少と地域経済縮小の克服、更には「まち・ひと・しごと創生」と好循環の確立に向けて、今後5年間の基本的方向と具体的な施策をまとめた「茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行っております。

これらの策定に当たっては、各種アンケート調査の実施や民間企業、教育機関、金融機関等の有識者から意見を拝聴しながら取り組んでおりましたが、この度、茨城町人口ビジョン及び茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）がまとまりましたので、下記のとおり、パブリック・コメントを募集します。御意見・御提案をお寄せください。

記

1 募集内容

茨城町人口ビジョン及び茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

2 募集期間

平成27年10月22日（木）から平成27年11月20日（金）まで〔必着〕

3 閲覧場所

- (1) 茨城町ホームページ
- (2) 茨城町総務企画部新政策審議室

4 応募資格

次の(1)から(5)までのうちいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校に在学する方
- (5) 町税の納税者

5 意見等の提出方法

次の(1)から(4)までのうちいずれかの方法により、別紙の様式又は任意の様式に氏名、住所、連絡先（電話番号）を必ず明記の上、下記の宛先へ提出してください。氏名等の記入がない場合は、意見として検討されない場合がありますので、ご注意ください。

なお、意見を明確に把握するため、電話など口頭での御意見はお受けできませんのでご了承ください。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 直接持参

6 その他

- (1) 提出いただいた御意見等は、内容ごとに整理・分類した上で後日、茨城町ホームページにて公表します。
- (2) 個々の御意見に対し、個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 結果公表の際には、御意見以外は公表しません。

7 問合せ及び提出先

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
茨城町総務企画部新政策審議室
電話 029-215-8003 ファクシミリ 029-292-6748
電子メール shinseisaku@town.ibaraki.ibaraki.jp